



市民課

環境企画係 ☎：内線1069
生活衛生係 ☎：内線1071

**水生生物調査に参加する
団体を募集しています**

■水生生物調査とは

川の底や石の裏側などを調べると、さまざまな種類の水生生物を見つけることができます。川にすんでいる水生生物の種類を調べること、その川の水がどのくらいきれいなのかを知ることができ
ます。



■調査に参加してみよう

市は、本調査を通して、主に子どもたちの環境保全意識を高めることを目的とし、次の通り参加団体を募集しています。調査の詳細や申し込みは、市民課生活衛生係まで。

◎対象の団体

学校、子供会などの団体やグループ、市民団体など、どなたでも何人でも参加できます。

◎調査対象河川

市内のどこの河川でも調査できますが、川の流れが速い所、膝より深い所は、危険ですので入らないでください。

◎申込期限 9月13日(金)

◎調査期限 9月30日(月)

**小型家電回収ボックスを
設置しています**

小型家電には、金・銀などの貴金属やレアメタルが含まれています。国では、再資源化の促進を目指して平成25年4月に小型家電リサイクル法を施行しました。

市は現在、小型家電を燃えないごみとして分別するようお願いし、清掃センターで手選別により回収しています。この回収率を高めるため、

市役所本庁舎の入口付近(古着回収ボックス隣)に小型家電回収ボックスを設置しています。

ごみ減量

化・資源化促進のため、協力をお願いします。



■投入の際の注意点

- ①小型家電とは、リモコン・電卓・ラジオ・ゲーム機などです。詳しくは、市民課環境企画係まで。
- ②袋などに入れずに、小型家電のみ投入してください。

**家電4品目は解体せずに
適正に処理してください**

最近、家電4品目と言われるエアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)を解体し、燃えないごみとして集積所へ出したり、清掃センターに持ち込むケースが増えています。この4品目は、廃棄物の減量と資源の有効利用を目的とした家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられているものです。自ら解体するような行為は違法ですので、絶対にやめ、適正に処理してください。

この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、聴力低下、腰痛症、不眠症、不妊症、月経痛等 お困りの症状を御相談ください

漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からご利用できるようになりました!

☎0120-204077



本 店/八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227
西根中学校前店/八幡平市大更24-1-118(西根病院そば) TEL.0195-70-2311

<http://www.facebook.com/asahi.kanpou>

<http://www.asahi-kanpou.com/>

